巻末資料

対象化学物質一覧

○PRTR 対象化学物質は、令別表第一（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第 1 条関係の別表第一）に掲げる「第一種指定化学物質」を指します。このうち、同法施行令第 4 条で規定している「特定第一種指定化学物質」と呼ばれる物質もあります。（この一覧の左端に○が付された物質）
○見やすい対象化学物質の一覧については、経済産業省・環境省のホームページから入手できます。

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	1	亜鉛の水溶性化合物		亜鉛に換算	1-001
	2	アクリルアミド			1-003
	3	アクリル酸エチル			1-004
	4	アクリル酸及びその水溶性塩			1-006
	5	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル			1-007
	7	アクリル酸ブチル			1-009
	8	アクリル酸メチル			1-010
	9	アクリロニトリル			1-011
	10	アクロレイン			1-012
○	12	アセトアルデヒド			1-017
	14	アセトンシアノヒドリン			1-018
	15	アセナフテン			1-019
	18	アニリン			1-020
	20	２－アミノエタノール			1-021
	21	５－アミノ－４－クロロ－２－フェニルピリダジン－３（２Ｈ）－オン	クロリダゾン		1-022
	22	５－アミノ－１－［２，６－ジクロロ－４－（トリフルオロメチル）フェニル］－３－シアノ－４－［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール	フィプロニル		1-023
	23	パラ－アミノフェノール			1-025
	25	４－アミノ－６－ターシャリ－ブチル－３－メチルチオ－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン	メトリブジン		1-026
	27	４－アミノ－３－メチル－６－フェニル－１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン	メタミトロン		1-027
	28	アリルアルコール			1-028
	29	１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン			1-029
	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が１０から１４までのもの及びその混合物に限る。）			1-045
	31	アンチモン及びその化合物		アンチモンに換算	1-048
	32	アントラセン			1-049
○	33	石綿			1-051
	34	３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート			1-053
	36	イソプレン			1-054
	37	４，４'－イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールＡ		1-055
	40	イソプロピル＝２－（４－メトキシビフェニル－３－イル）ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート		1-059
	41	３'－イソプロポキシ－２－トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル		1-060
	44	インジウム及びその化合物		インジウムに換算	1-062
	46	エチル＝２－［４－（６－クロロ－２－キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート	キザロホップエチル		1-064
	47	Ｏ－エチル＝Ｏ－（６－ニトロ－メタ－トリル）＝セカンダリ－ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス		1-068
	48	Ｏ－エチル＝Ｏ－４－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート	ＥＰＮ		1-069
	49	Ｎ－（１－エチルプロピル）－２，６－ジニトロ－３，４－キシリジン	ペンディメタリン		1-070
	50	Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート	モリネート		1-071
	52	エチル＝（Ｚ）－３－［Ｎ－ベンジル－Ｎ－［［メチル（１－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート	アラニカルブ		1-072
	53	エチルベンゼン			1-073
	54	Ｏ－エチル＝Ｓ－１－メチルプロピル＝（２－オキソ－３－チアゾリジニル）ホスホノチオアート	ホスチアゼート		1-074
○	56	エチレンオキシド			1-075
	57	エチレングリコールモノエチルエーテル			1-076
	58	エチレングリコールモノメチルエーテル			1-078
	59	エチレンジアミン			1-079
	61	Ｎ，Ｎ'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン	マンネブ		1-081
	62	Ｎ，Ｎ'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとＮ，Ｎ'－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ		1-082
	63	１，１'－エチレン－２，２'－ビピリジニウム＝ジブロミド	ジクアトジブロミド又はジクワット		1-083
	64	２－（４－エトキシフェニル）－２－メチルプロピル＝３－フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス		1-085
	65	エピクロロヒドリン			1-086
	66	１，２－エポキシブタン			1-087
	68	１，２－エポキシプロパン	酸化プロピレン		1-088
	72	塩化パラフィン（炭素数が１０から１３までのもの及びその混合物に限る。）			1-089
	73	１－オクタノール			1-094
	74	パラ－アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が８のものに限る。）			1-043
○	75	カドミウム及びその化合物		カドミウムに換算	1-099
	78	２，４－キシレノール			1-101
	79	２，６－キシレノール			1-102
	80	キシレン			1-103
	81	キノリン			1-104
	82	銀及びその水溶性化合物		銀に換算	1-105
	83	クメン			1-106
	84	グリオキサール			1-107
	85	グルタルアルデヒド			1-109
	86	クレゾール			1-110
	87	クロム及び三価クロム化合物		クロムに換算	1-111
○	88	六価クロム化合物		クロムに換算	1-112
	89	クロロアニリン			1-113
	90	２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１，３，５－トリアジン	アトラジン		1-115
	91	２－（４－クロロ－６－エチルアミノ－１，３，５－トリアジン－２－イル）アミノ－２－メチルプロピオノニトリル	シアナジン		1-116
	92	４－クロロ－３－エチル－１－メチル－Ｎ－［４－（パラトリルオキシ）ベンジル］ピラゾール－５－カルボキサミド	トルフェンピラド		1-117
	93	２－クロロ－２'－エチル－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）－６'－メチルアセトアニリド	メトラクロール		1-118
○	94	クロロエチレン	塩化ビニル		1-120
	95	３－クロロ－Ｎ－（３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナム		1-121
	96	１－［［２－［２－クロロ－４－（４－クロロフェノキシ）フェニル］－４－メチル－１，３－ジオキソラン－２－イル］メチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール	ジフェノコナゾール		1-122
	98	クロロ酢酸			1-123
	100	２－クロロ－２'，６'－ジエチル－Ｎ－（２－プロポキシエチル）アセトアニリド	プレチラクロール		1-124

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	101	２－クロロ－２’，６’－ジエチル－Ｎ－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロール		1-125
	103	１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１４２ｂ		1-129
	104	クロロジフルオロメタン	ＨＣＦＣ－２２		1-130
	105	２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１２		1-137
	106	クロロトリフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１３３		1-138
	108	（ＲＳ）－２－（４－クロロ－オルト－トリルオキシ）プロピオン酸	メコプロップ		1-139
	113	２－クロロ－４，６－ビス（エチルアミノ）－１，３，５－トリアジン	シマジン又はＣＡＴ		1-140
	115	４－（２－クロロフェニル）－Ｎ－シクロヘキシル－Ｎ－エチル－４，５－ジヒドロ－５－オキソ－１Ｈ－テトラゾール－１－カルボキサミド	フェントラザミド		1-144
	117	（ＲＳ）－１－パラ－クロロフェニル－４，４－ジメチル－３－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イルメチル）ペンタン－３－オール	テブコナゾール		1-145
	121	パラ－クロロフェノール			1-146
	123	３－クロロプロペン	塩化アリル		1-147
	124	１－（２－クロロベンジル）－３－（１－メチル－１－フェニルエチル）尿素	クミルロン		1-148
	125	クロロベンゼン			1-149
	126	クロロペンタフルオロエタン	ＣＦＣ－１１５		1-150
	127	クロロホルム			1-151
	128	クロロメタン	塩化メチル		1-154
	132	コバルト及びその化合物		コバルトに換算	1-156
	133	酢酸２－エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		1-157
	134	酢酸ビニル			1-158
	135	酢酸２－メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート		1-160
	141	トランス－１－（２－シアノ－２－メトキシイミノアセチル）－３－エチル尿素	シモキサニル		1-162
	143	４，４’－ジアミノジフェニルエーテル			1-163
	144	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）		シアンに換算	1-164
	146	Ｏ－２－ジエチルアミノ－６－メチルピリミジン－４－イル＝Ｏ，Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート	ピリミホスメチル		1-167
	147	Ｎ，Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ		1-168
	148	Ｎ，Ｎ－ジエチル－３－（２，４，６－トリメチルフェニルスルホニル）－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－カルボキサミド	カフェンストロール		1-169
	149	四塩化炭素			1-171
	150	１，４－ジオキサン			1-173
	152	１，３－ジカルバモイルチオ－２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－プロパン	カルタップ		1-174
	153	シクロヘキサ－１－エン－１，２－ジカルボキシイミドメチル＝（１ＲＳ）－シス－トランス－２，２－ジメチル－３－（２－メチルプロパ－１－エニル）シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン		1-175
	154	シクロヘキシルアミン			1-178
	156	ジクロロアニリン			1-180
	157	１，２－ジクロロエタン			1-181
	158	１，１－ジクロロエチレン	塩化ビニリデン		1-182
○	160	３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン			1-186
	161	ジクロロジフルオロメタン	ＣＦＣ－１２		1-187
	162	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド	プロピザミド		1-188

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	163	ジクロロテトラフルオロエタン	ＣＦＣ－１１４		1-189
	164	２，２－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロエタン	ＨＣＦＣ－１２３		1-190
	168	３－（３，５－ジクロロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－２，４－ジオキソイミダゾリジン－１－カルボキサミド	イプロジオン		1-194
	169	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１，１－ジメチル尿素	ジウロン又はＤＣＭＵ		1-197
	171	（２ＲＳ，４ＲＳ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール及び（２ＲＳ，４ＳＲ）－１－［２－（２，４－ジクロロフェニル）－４－プロピル－１，３－ジオキソラン－２－イルメチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾールの混合物	プロピコナゾール		1-198
	172	３－［１－（３，５－ジクロロフェニル）－１－メチルエチル］－３，４－ジヒドロ－６－メチル－５－フェニル－２Ｈ－１，３－オキサジン－４－オン	オキサジクロメホン		1-199
	174	３－（３，４－ジクロロフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素	リニュロン		1-200
	175	２，４－ジクロロフェノキシ酢酸	２，４－Ｄ又は２，４－ＰＡ		1-201
	176	１，１－ジクロロ－１－フルオロエタン	ＨＣＦＣ－１４１ｂ		1-202
	177	ジクロロフルオロメタン	ＨＣＦＣ－２１		1-204
○	178	１，２－ジクロロプロパン			1-206
	179	１，３－ジクロロプロペン	Ｄ－Ｄ		1-207
	181	ジクロロベンゼン			1-208
	182	２－［４－（２，４－ジクロロベンゾイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ］アセトフェノン	ピラゾキシフェン		1-209
	183	４－（２，４－ジクロロベンゾイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリル＝４－トルエンスルホナート	ピラゾレート		1-210
	184	２，６－ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又		1-211
	185	ジクロロペンタフルオロプロパン	ＨＣＦＣ－２２５		1-212
	186	ジクロロメタン	塩化メチレン		1-213
	187	２，３－ジシアノ－１，４－ジチアアントラキノン	ジチアノン		1-215
	188	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシルアミン			1-216
	190	ジシクロペンタジエン			1-217
	191	１，３－ジチオラン－２－イリデンマロン酸ジイソプロピル	イプロジオラン		1-218
	195	ジチオリん酸Ｏ－２，４－ジクロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル	プロチオホス		1-219
	196	ジチオリん酸Ｓ－（２，３－ジヒドロ－５－メトキシ－２－オキソ－１，３，４－チアジアゾール－３－イル）メチル－Ｏ，Ｏ－ジメチル	メチダチオン又はＤＭＴＰ		1-220
	197	ジチオリん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－１，２－ビス（エトキシカルボニル）エチル	マラソン又はマラチオン		1-221
	198	ジチオリん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－［（Ｎ－メチルカルバモイル）メチル］	ジメトエート		1-222
	199	ジナトリウム＝２，２’－ビニレンビス［５－（４－モルホリノ－６－アニリノ－１，３，５－トリアジン－２－イルアミノ）ベンゼンスルホナート］	Ｃｌフルオレスセント２６０		1-226
	200	ジニトロトルエン			1-227
	201	２，４－ジニトロフェノール			1-228
	203	ジフェニルアミン			1-229
	206	Ｎ－ジブチルアミノチオ－Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル	カルボスルファン		1-231
	207	２，６－ジ－ターシャリ－ブチル－４－クレゾール			1-232
	209	ジブロモクロロメタン			1-236
	210	２，２－ジブロモ－２－シアノアセトアミド			1-237

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン－２４０２		1-238
	212	（ＲＳ）－Ｏ，Ｓ－ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート		1-241
	213	Ｎ，Ｎ－ジメチルアセトアミド			1-242
	217	５－ジメチルアミノ－１，２，３－トリチアン	チオシクラム		1-243
	218	ジメチルアミン			1-245
	219	ジメチルジスルフィド			1-250
	221	２，２－ジメチル－２，３－ジヒドロ－１－ベンゾフラン－７－イル＝Ｎ－［Ｎ－（２－エトキシカルボニルエチル）－Ｎ－イソプロピルスルフェナモイル］－Ｎ－メチルカルバマート	ベンフラカルブ		1-251
	223	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン			1-252
	224	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン＝Ｎ－オキシド			1-253
	225	ジメチル＝２，２，２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はＤＥＰ		1-254
	227	１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド		1-255
	229	ジメチル＝４，４’－（オルト－フェニレン）ビス（３－チオアロファナート）	チオファネートメチル		1-257
	230	Ｎ－（１，３－ジメチルブチル）－Ｎ’－フェニル－パラ－フェニレンジアミン			1-260
	232	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド			1-264
	233	２－［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］－２－フェニル酢酸エチル	フェントエート又はＰＡＰ		1-270
	236	３，５－ジヨード－４－オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル		1-271
	237	水銀及びその化合物		水銀に換算	1-272
	238	水素化テルフェニル			1-273
	240	スチレン			1-275
	242	セレン及びその化合物		セレンに換算	1-277
○	243	ダイオキシン類			1-278
	244	２－チオキソ－３，５－ジメチルテトラヒドロ－２Ｈ－１，３，５－チアジアジン	ダゾメット		1-282
	245	チオ尿素			1-284
	248	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）	ダイアジノン		1-286
	249	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）	クロルピリホス		1-287
	250	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（５－フェニル－３－イソオキサゾリル）	イソキサチオン		1-288
	251	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－ニトロフェニル）	フェニトロチオン又はＭＥＰ		1-289
	252	チオリン酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）	フェンチオン又はＭＰＰ		1-290
	254	チオリン酸Ｓ－ベンジル－Ｏ，Ｏ－ジイソプロピル	イプロベンホス又はＩＢＰ		1-291
	255	デカブロモジフェニルエーテル			1-295
	257	アルカノール（炭素数が１０のものに限る。）	デカノール		1-034
	258	１，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１（３，７）］デカン	ヘキサメチレンテトラミン		1-296
	259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム		1-297
	260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はＴＰＮ		1-298
	261	４，５，６，７－テトラクロロイソベンゾフラン－１（３Ｈ）－オン	フサライド		1-299
	262	テトラクロロエチレン			1-301
	265	テトラヒドロメチル無水フタル酸			1-303
	266	２，３，５，６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－３－（２－クロロ－３，３，３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン		1-306
	267	３，７，９，１３－テトラメチル－５，１１－ジオキサ－２，８，１４－トリチア－４，７，９，１２－テトラアザペンタデカ－３，１２－ジエン－６，１０－ジオン	チオジカルブ		1-308
	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム		1-309
	270	テレフタル酸			1-312
	271	テレフタル酸ジメチル			1-313
	272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）		銅に換算	1-314
	273	１－ドデカノール	ノルマル－ドデシルアルコール		1-315
	275	ドデシル硫酸ナトリウム			1-318
	277	トリエチルアミン			1-321
	279	１，１，１－トリクロロエタン			1-323
	280	１，１，２－トリクロロエタン			1-324
○	281	トリクロロエチレン			1-325

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	284	トリクロロトリフルオロエタン	ＣＦＣ－１１３		1-326
	285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン		1-327
	286	（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）オキシ酢酸	トリクロピル		1-328
	287	２，４，６－トリクロロフェノール			1-329
	288	トリクロロフルオロメタン	ＣＦＣ－１１		1-330
	289	１，２，３－トリクロロプロパン			1-331
	290	トリクロロベンゼン			1-332
	292	トリブチルアミン			1-335
	293	アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－Ｎ，Ｎ－ジプロピル－パラ－トルイジン	トリフルラリン		1-336
	298	トリレンジイソシアネート			1-345
○	299	トルイジン			1-346
	300	トルエン			1-347
	302	ナフタレン			1-352
	308	ニッケル			1-354
○	309	ニッケル化合物		ニッケルに換算	1-355
	312	オルト－ニトロアニリン			1-357
	314	パラ－ニトロクロロベンゼン			1-358
	316	ニトロベンゼン			1-359
	317	ニトロメタン			1-360
	318	二硫化炭素			1-361
	319	１－ノナノール	ノルマル－ノニルアルコール		1-362
	320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が９のものに限る。）			1-042
○	321	バナジウム化合物		バナジウムに換算	1-363
	323	２，４－ビス（エチルアミノ）－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン	シメトリン		1-367
	325	ビス（８－キノリノラト）銅	オキシン銅又は有機銅		1-369
	328	ビス（Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛	ジラム		1-370
	329	ビス（Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸）Ｎ，Ｎ’－エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）	ポリカーバメート		1-371
	331	Ｓ，Ｓ－ビス（１－メチルプロピル）＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート	カズサホス		1-377
	332	砒素及びその無機化合物		砒素に換算	1-378
	333	ヒドラジン			1-379
	336	ヒドロキノン			1-381
	337	４－ビニル－１－シクロヘキセン			1-382
	340	ビフェニル			1-383
	341	ビペラジン			1-384
	342	ピリジン			1-386
	343	ピロカテコール	カテコール		1-387
	346	２－フェニルフェノール			1-388
	347	Ｎ－フェニルマレイミド			1-389
	348	フェニレンジアミン			1-390
	349	フェノール			1-391
	350	３－フェノキシベンジル＝３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン		1-392
○	351	１，３－ブタジエン			1-393
	354	フタル酸ジブチル			1-395
	355	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）			1-396
	356	フタル酸ブチル＝ベンジル			1-397
	357	２－ターシャリ－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５－フェニルテトラヒドロ－４Ｈ－１，３，５－チアジアジン－４－オン	ブプロフェジン		1-399
	358	Ｎ－ターシャリ－ブチル－Ｎ’－（４－エチルベンゾイル）－３，５－ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド		1-401
	360	Ｎ－［１－（Ｎ－ブチルカルバモイル）－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル	ベノミル		1-402
	361	ブチル＝（Ｒ）－２－［４－（４－シアノ－２－フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート	シハロホップブチル		1-403
	362	１－ターシャリ－ブチル－３－（２，６－ジイソプロピル－４－フェノキシフェニル）チオ尿素	ジアフェンチウロン		1-404
	363	５－ターシャリ－ブチル－３－（２，４－ジクロロ－５－イソプロポキシフェニル）－１，３，４－オキサジアゾール－２	オキサジアゾン		1-407
	369	２－（４－ターシャリ－ブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝２－プロピニル＝スルフィット	プロパルギット又はＢＰＰＳ		1-413

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	374	ふっ化水素及びその水溶性塩		ふっ素に換算	1-414
	375	２－ブテナール			1-415
	376	Ｎ－ブトキシメチル－２－クロロ－２’，６’－ジエチルアセトアニリド	ブタクロール		1-417
	378	Ｎ，Ｎ’－プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ		1-419
	380	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン－１２１１		1-420
	381	ブロモジクロロメタン			1-423
	382	ブロモトリフルオロメタン	ハロン－１３０１		1-424
	383	５－ブロモ－３－セカンダリ－ブチル－６－メチル－１，２，３，４－テトラヒドロピリミジン－２，４－ジオン	ブロマシル		1-425
	384	１－ブロモプロパン			1-427
○	385	２－ブロモプロパン			1-428
	386	ブロモメタン	臭化メチル		1-429
	388	６，７，８，９，１０，１０－ヘキサクロロ－１，５，５ａ，６，９，９ａ－ヘキサヒドロ－６，９－メタノ－２，４，３－ベンゾジオキサチエピン＝３－オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン		1-430
	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド			1-431
	390	ヘキサメチレンジアミン			1-434
	391	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート			1-435
	392	ヘキサン			1-436
	393	ベタナフトール			1-440
○	394	ベリリウム及びその化合物		ベリリウムに換算	1-444
	395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩			1-445
	396	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）	ＰＦＯＳ		1-447
○	397	ベンジリジン＝トリクロリド			1-448
	398	ベンジル＝クロリド	塩化ベンジル		1-450
	399	ベンズアルデヒド			1-451
○	400	ベンゼン			1-452
	401	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物			1-453
	402	２－（２－ベンゾチアゾリルオキシ）－Ｎ－メチルアセトアニリド	メフェナセット		1-455
	403	ベンゾフェノン			1-456
○	404	ペンタクロロフェノール			1-457
	405	ほう素化合物		ほう素に換算	1-458
○	406	ポリ塩化ビフェニル	ＰＣＢ		1-459
	407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。）			1-460
	408	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が８のものに限る。）			1-461
	409	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム			1-463
	410	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が９のものに限る。）			1-462
○	411	ホルムアルデヒド			1-464
	412	マンガン及びその化合物		マンガンに換算	1-465
	413	無水フタル酸			1-467
	415	メタクリル酸			1-468
	420	メタクリル酸メチル			1-469
	422	（Ｚ）－２’－メチルアセトフェノン＝４，６－ジメチル－２－ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン		1-470
	424	メチル＝イソチオシアネート			1-471
	426	Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル	カルボフラン		1-475
	427	Ｎ－メチルカルバミン酸１－ナフチル	カルバリル又はＮＡＣ		1-476
	428	Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル	フェノブカルブ又はＢＰＭＣ		1-477
	431	メチル＝（Ｅ）－２－［２－［６－（２－シアノフェノキシ）ピリミジン－４－イルオキシ］フェニル］－３－メトキシアクリラート	アゾキシストロビン		1-478
	433	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸	カーバム		1-479
	436	アルファ－メチルスチレン			1-482
	438	メチルナフタレン			1-486
	439	３－メチルピリジン			1-488
	442	２－メチル－Ｎ－［３－（１－メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド	メプロニル		1-493
	443	Ｓ－メチル－Ｎ－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミダート	メソミル		1-494

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	444	メチル＝（Ｅ）－メトキシイミノ－［２－［［［（Ｅ）－１－［３－（トリフルオロメチル）フェニル］エチリデン］アミノ］オキシ］メチル］フェニル］アセタート	トリフロキシストロビン		1-495
	445	メチル＝（Ｅ）－メトキシイミノ［２－（オルト－トリルオキシメチル）フェニル］アセタート	クレソキシムメチル		1-496
	446	４，４’－メチレンジアニリン			1-497
	448	メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート			1-498
	449	３－メトキシカルボニルアミノフェニル＝３’－メチルカルバニラート	フェンメディファム		1-502
	450	Ｎ－（６－メトキシ－２－ピリジル）－Ｎ－メチルチオカルバミン酸Ｏ－３－ターシャリ－ブチルフェニル	ピリブチカルブ		1-503
	453	モリブデン及びその化合物		モリブデンに換算	1-505
	456	りん化アルミニウム			1-508
	457	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル	ジクロルボス又はＤＤＶＰ		1-510
	458	りん酸トリス（２－エチルヘキシル）			1-511
	459	りん酸トリス（２－クロロエチル）			1-512
	460	りん酸トリトリル			1-513
	461	りん酸トリフェニル			1-514
	462	りん酸トリブチル			1-515
	468	４－アリル－１，２－ジメトキシベンゼン			1-031
	477	４，４’－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド			1-093
	490	２－［４－（２，４－ジクロロ－メタ－トルオイル）－１，３－ジメチル－５－ピラゾリルオキシ］－４－メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ		1-193
	498	１，３－ジクロロ－２－プロパノール			1-205
	507	１，２－ジブロモエタン	二臭化エチレン又はＥＤＢ		1-235
	511	ジベンジルエーテル			1-240
	522	１，１，２，２－テトラクロロエタン	四塩化アセチレ		1-300
	528	トリブロモメタン	ブロモホルム		1-337
	530	ナトリウム＝１，１’－ビフェニル－２－オラート			1-351
	557	メチル＝ベンゾイミダゾール－２－イルカルバマート	カルベンダジム		1-491
	562	りん酸ジブチル＝フェニル			1-509
	563	亜鉛＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）			1-002
	564	アクリル酸２－エチルヘキシル			1-005
	565	アクリル酸重合物			1-008
	566	アジピン酸、（Ｎ－（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン又はＮ，Ｎ’－ビス（２－アミノエチル）エタン－１，２－ジアミン）と２－（クロロメチル）オキシランの重縮合物			1-013
	567	アジピン酸ジ－２－エチルヘキシル			1-014
	568	アセチルアセトン			1-015
	569	１－アセチル－１，２，３，４－テトラヒドロ－３－［（３－ピリジルメチル）アミノ］－６－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］キナゾリン－２－オン	ピリフルキナゾン		1-016
	570	オルト－アミノフェノール			1-024
	571	３－アリルオキシ－１，２－ベンゾイソチアゾール－１，１－ジオキシド	プロベナゾール		1-030
	572	アリル＝ヘキサノアート			1-032
	573	アリル＝ヘプタノアート			1-033
	574	［（３－アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）及び（Ｚ）－［［３－（オクタデカ－９－エンアミド）プロピル］（ジメチル）アンモニオ］アセタート並びにこれらの混合物			1-035
	575	（３－アルカンアミドプロピル）（メチル）［２－（アルカノイルオキシ）エチル］アンモニウム＝クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）			1-036
	576	アルカン－１－アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミン及び（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミン並びにこれらの混合物			1-037
	577	アルカン－１－アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミンのオキシラン重付加物及び（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミンのオキシラン重付加物の混合物			1-038

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	578	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（アルキル基の炭素数が１６から１８までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）及びアルファ－アルケニル－オメガ－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（アルケニル基の炭素数が１６から１８までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）並びにこれらの混合物			1-039
	579	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（メチルエタン－１，２－ジイル）］（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が９から１１までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が１０のものを主成分とするものに限る。）に限る。）			1-040
	580	アルファ－アルキル－オメガ－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が９から１１までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）			1-041
	581	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が１２から１６までのもの及びその混合物に限る。）			1-044
	582	アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）	ホセチル又はホセチルアルミニ		1-046
	583	安息香酸ベンジル			1-047
	584	アントラセン－９，１０－ジオン	アントラキノン		1-050
	585	アルファ－（イソシアナトベンジル）－オメガ－（イソシアナトフェニル）ポリ［（イソシアナトフェニレン）メチレン］			1-052
	586	イソプロピル＝３－クロロカルバニラート	クロルプロファム又はＩＰＣ		1-056
	587	３－（４－イソプロピルフェニル）－２－メチルプロパナール			1-057
	588	４－イソプロピル－３－メチルフェノール			1-058
	589	１，１’－（イミノジオクタメチレン）ジグアニジン＝トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩		1-061
	590	エチリデンノルボルネン			1-063
	591	エチルシクロヘキサン			1-065
	592	５－エチル－５，８－ジヒドロ－８－オキソ－［１，３］ジオキソロ［４，５－ｇ］キノリン－７－カルボン酸	オキソリニック酸		1-066
	593	Ｎ－エチル－Ｎ，Ｎ－ジメチルテトラデカン－１－アミニウムの塩			1-067
	594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ		1-077
	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			1-080
	596	（４－エトキシフェニル）［３－（４－フルオロ－３－フェノキシフェニル）プロピル］ジメチルシラン	シラフルオフェン		1-084
	597	塩化直鎖パラフィン（炭素数が１４から１７までのもの及びその混合物に限る。）			1-090
	598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			1-091
	599	オキサシクロヘキサデカン－２－オン			1-092
	600	オクタブロモジフェニルエーテル			1-095
	601	オクタメチルシクロテトラシロキサン			1-096
	602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			1-097
	603	過酢酸			1-098
	604	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート			1-100
	605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			1-108
	606	１－（２－クロロイミダゾ［１，２－ａ］ピリジン－３－イルスルホニル）－３－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イル）尿素	イマゾスルフロン		1-114
	607	２－クロロ－２’－エチル－Ｎ－［（１Ｓ）－２－メトキシ－１－メチルエチル］－６’－メチルアセトアニリド及び２－クロロ－２’－エチル－Ｎ－［（１Ｒ）－２－メトキシ－１－メチルエチル］－６’－メチルアセトアニリドの混合物（２－クロロ－２’－エチル－Ｎ－［（１Ｓ）－２－メトキシ－１－メチルエチル］－６’－メチルアセトアニリドの含有率が８０重量パーセント以上のものに限る。）	Ｓ－メトラクロール		1-119
	608	３－（４－クロロ－５－シクロペンチルオキシ－２－フルオロフェニル）－５－イソプロピリデン－１，３－オキサゾリジン－２，４－ジオン	ペントキサゾン		1-126
	609	５－クロロ－２－（２，４－ジクロロフェノキシ）フェノール	トリクロサン		1-127
	610	（ＲＳ）－５－クロロ－Ｎ－（１，３－ジヒドロ－１，１，３－トリメチルイソベンゾフラン－４－イル）－１，３－ジメチル－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド	フラメトピル		1-128

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	611	３’－クロロ－４，４’－ジメチル－１，２，３－チアジアゾール－５－カルボキサニリド	チアジニル		1-131
	612	（ＲＳ）－２－クロロ－Ｎ－（２，４－ジメチル－３－チエニル）－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）アセトアミド	ジメテナミド		1-132
	613	（Ｓ）－２－クロロ－Ｎ－（２，４－ジメチル－３－チエニル）－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）アセトアミド	ジメテナミドＰ		1-133
	614	３－クロロ－Ｎ－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルカルバモイル）－１－メチル－４－（５－メチル－５，６－ジヒドロ－１，４，２－ジオキサジン－３－イル）ピラゾール－５－スルホンアミド	メタゾスルフロン		1-134
	615	３－（２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル）－５－メチル－Ｎ－ニトロ－１，３，５－オキサジアジナン－４－イミン	チアメトキサム		1-135
	616	（Ｅ）－１－（２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル）－３－メチル－２－ニトログアニジン	クロチアニジン		1-136
	617	トランス－Ｎ－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－Ｎ’－シアノ－Ｎ－メチルアセトアミジン	アセタミプリド		1-141
	618	１－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－Ｎ－ニトロイミダゾリジン－２－イリデンアミン	イミダクロプリド		1-142
	619	３－（６－クロロピリジン－３－イルメチル）－１，３－チアゾリジン－２－イリデンシアナミド	チアクロプリド		1-143
	620	２－［２－クロロ－４－メシル－３－［（テトラヒドロフラン－２－イルメトキシ）メチル］ベンゾイル］シクロヘキサン－１，３－ジオン	テフリルトリオン		1-152
	621	３－（２－クロロ－４－メシルベンゾイル）－４－フェニルスルファニルビシクロ［３．２．１］オクタ－３－エン－２－オン	ベンゾビシクロン		1-153
	622	（Ｅ）－Ｎ－［２－クロロ－５－［１－（６－メチルピリジン－２－イルメトキシイミノ）エチル］ベンジル］カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ		1-155
	623	酢酸ヘキシル			1-159
	624	サリチル酸メチル			1-161
	625	ジイソプロピルナフタレン			1-165
	626	ジエタノールアミン			1-166
	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル			1-170
	628	１，４－ジオキサシクロヘプタデカン－５，１７－ジオン			1-172
	629	シクロヘキサン			1-176
	630	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル			1-177
	631	シクロヘキセン			1-179
	632	１，２－ジクロロエチレン			1-183
	633	４，５－ジクロロ－２－オクチルイソチアゾール－３（２Ｈ）－オン			1-184
	634	３，４－ジクロロ－２’－シアノ－１，２－チアゾール－５－カルボキサニリド	イソチアニル		1-185
	635	２’，４－ジクロロ－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－４’－ニトロ－メタ－トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド		1-191
	636	Ｏ－（２，６－ジクロロ－パラ－トリル）＝Ｏ，Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート	トルクロホスメチル		1-192
	637	１－（２，４－ジクロロフェニル）－Ｎ－（２，４－ジフルオロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－５－オキソ－４，５－ジヒドロ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－４－カルボキサミド	イプフェンカルバゾン		1-195
	638	Ｎ－（３，５－ジクロロフェニル）－１，２－ジメチルシクロプロパン－１，２－ジカルボキシミド	プロシミドン		1-196
	639	２，３－ジクロロ－Ｎ－４－フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド		1-203
	640	２－（２，４－ジクロロ－３－メチルフェノキシ）プロピオンアニリド	クロメプロップ		1-214
	641	（３Ｒ，４Ｓ，５Ｓ，６Ｒ，７Ｒ，９Ｒ，１１Ｒ，１２Ｒ，１３Ｓ，１４Ｒ）－４－［（２，６－ジデオキシ－３－Ｃ－メチル－３－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－リボ－ヘキソピラノシル）オキシ］－１４－エチル－１２，１３－ジヒドロキシ－７－メトキシ－３，５，７，９，１１，１３－ヘキサメチル－６－［［３，４，６－トリデオキシ－３－（ジメチルアミノ）－ベータ－Ｄ－キシロ－ヘキソピラノシル］オキシ］オキサシクロテトラデカン－２，１０－ジオン	クラリスロマイシン		1-223
	642	ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩			1-224
	643	四ナトリウム＝５，８－ビス（カルボジチオアト）－２，５，８，１１，１４－ペンタアザペンタデカンビス（ジチオアート）			1-225
	644	５，５－ジフェニル－２，４－イミダゾリジンジオン			1-230
	645	４－（２，２－ジフルオロ－１，３－ベンゾジオキソール－４－イル）－１Ｈ－ピロール－３－カルボニトリル	フルジオキソニル		1-233
	646	Ｎ，Ｎ－ジプロピルチオカルバミン酸＝Ｓ－ベンジル	プロスルホカルブ		1-234
	647	２’，６’－ジブロモ－２－メチル－４’－トリフルオロメトキシ－４－トリフルオロメチル－１，３－チアゾール－５－カルボキサニリド	チフルザミド		1-239

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	648	（４Ｓ，４ａＲ，５Ｓ，５ａＲ，６Ｓ，１２ａＳ）－４－（ジメチルアミノ）－３，５，６，１０，１２，１２ａ－ヘキサヒドロキシ－６－メチル－１，１１－ジオキソ－１，４，４ａ，５，５ａ，６，１１，１２ａ－オクタヒドロテトラセン－２－カルボキサミド	オキシテトラサイクリン		1-244
	649	３－（３，３－ジメチルウレイド）フェニル＝ターシャリ－ブチルカルバマート	カルブチレート		1-246
	650	（２Ｅ）－３，７－ジメチルオクタ－２，６－ジエニル＝アセタート	酢酸ゲラニル		1-247
	651	Ｎ，Ｎ－ジメチルオクタデシルアミン			1-248
	652	３，７－ジメチルオクタン－３－オール			1-249
	653	ジメチル（１－フェニルエチル）ベンゼン			1-256
	654	３，３－ジメチルブタン酸＝３－メシチル－２－オキソ－１－	スピロメシフェ		1-258
	655	（ＲＳ）－Ｎ－［２－（１，３－ジメチルブチル）－３－チエニル］－１－メチル－３－（トリフルオロメチル）－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド	ペンチオピラド		1-259
	656	２’－［（ＲＳ）－１，３－ジメチルブチル］－５－フルオロ－１，３－ジメチルピラゾール－４－カルボキサニリド	ペンフルフェン		1-261
	657	２，２－ジメチルプロパン酸＝（Ｅ）－２－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－シアノ－１－（１，３，４－トリメチルピラゾール－５－イル）ピニル	シエノピラフェン		1-262
	658	Ｎ－（１，２－ジメチルプロピル）－Ｎ－エチルチオカルバミン酸Ｓ－ベンジル	エスプロカルブ		1-263
	659	２，２－ジメチル－３－メチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタン	カンフェン		1-265
	660	Ｎ’－［１，１－ジメチル－２－（メチルスルホニル）エチル］－３－ヨード－Ｎ－［２－メチル－４－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］フェニル］フタルアミド	フルベンジアミド		1-266
	661	１，２－ジメトキシエタン			1-267
	662	アルファ－（４，６－ジメトキシ－２－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－オルト－トルイル酸メチル	ベンスルフロンメチル		1-268
	663	（ＲＳ）－７－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルチオ）－３－メチル－２－ベンゾフラン－１（３Ｈ）－オン	ピリフタリド		1-269
	664	有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシドを除く。）		スズに換算	1-274
	665	セリウム及びその化合物		セリウムに換算	1-276
	666	タリウム及びその化合物		タリウムに換算	1-279
	667	炭化けい素			1-280
	668	炭酸リチウム			1-281
	669	チオシアン酸銅（Ｉ）			1-283
	670	チオりん酸Ｏ－４－シアノフェニル－Ｏ，Ｏ－ジメチル	シアノホス又はＣＹＡＰ		1-285
	671	１，１’－［（１Ｒ，２Ｒ，３Ｓ，４Ｒ，５Ｒ，６Ｓ）－４－［［５－デオキシ－２－Ｏ－［２－デオキシ－２－（メチルアミノ）－アルファ－Ｌ－グルコピラノシル］－３－Ｃ－ホルミル－アルファ－Ｌ－リキソフラノシル］オキシ］－２，５，６－トリヒドロキシシクロヘキサン－１，３－ジイル］ジグアニジン	ストレプトマイシン		1-292
	672	（２Ｒ，３ａＳ，５ａＲ，５ｂＳ，９Ｓ，１３Ｓ，１４Ｒ，１６ａＳ，１６ｂＲ）－２－［（６－デオキシ－２，３，４－トリ－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－マンノピラノシル）オキシ］－１３－［［４－（ジメチルアミノ）－２，３，４，６－テトラデオキシ－ベータ－Ｄ－エリトロ－ヘキソピラノシル］オキシ］－９－エチル－１４－メチル－２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，９，１０，１１，１２，１３，１４，１６ａ，１６ｂ－テトラデカヒドロ－１Ｈ－ａｓ－インダセノ［３，２－ｄ］オキサシクロドデシン－７，１５－ジオン（別名スピノシンＡ）及び（２Ｓ，３ａＲ，５ａＳ，５ｂＳ，９Ｓ，１３Ｓ，１４Ｒ，１６ａＳ，１６ｂＳ）－２－［（６－デオキシ－２，３，４－トリ－Ｏ－メチル－アルファ－Ｌ－マンノピラノシル）オキシ］－１３－［［４－（ジメチルアミノ）－２，３，４，６－テトラデオキシ－ベータ－Ｄ－エリトロ－ヘキソピラノシル］オキシ］－９－エチル－４，１４－ジメチル－２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，９，１０，１１，１２，１３，１４，１６ａ，１６ｂ－テトラデカヒドロ－１Ｈ－ａｓ－インダセノ［３，２－ｄ］オキサシクロドデシン－７，１５－ジオン（別名スピノシンＤ）の混合物	スピノサド		1-293
	673	デカナール	デシルアルデヒド		1-294
	674	テトラヒドロフラン			1-302
	675	テトラフルオロエチレン			1-304
	676	２，２，３，３－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩		1-305

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	677	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド			1-307
	678	１－［（１Ｒ，２Ｒ，５Ｓ，７Ｒ）－２，６，６，８－テトラメチルトリシクロ［５．３．１．０（１，５）］ウンデカ－８－エン－９－イル］エタノン			1-310
	679	テルル及びその化合物		テルルに換算	1-311
	680	ドデカン－１－チオール			1-316
	681	２－（Ｎ－ドデシル－Ｎ，Ｎ－ジメチルアンモニオ）アセタート			1-317
	682	１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリアミン	メラミン		1-319
	683	トリイソプロパノールアミン			1-320
	684	トリオクチルアミン			1-322
	685	Ｎ－（トリクロロメチルチオ）－１，２，３，６－テトラヒドロフタルイミド	キャプタン		1-333
	686	トリシクロ［５．２．１．０（２，６）］デカ－４－エン－３－イル＝プロピオナート			1-334
	687	トリメチルアミン			1-338
	688	トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの塩			1-339
	689	（Ｅ）－４－（２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－１－エン－１－イル）ブタ－３－エン－２－オン			1-340
	690	Ｎ，Ｎ，Ｎ－トリメチルドデカン－１－アミニウムの塩			1-341
	691	トリメチルベンゼン			1-342
	692	２，４，４－トリメチルペンタ－１－エン及び２，４，４－トリメチルペンタ－２－エンの混合物			1-343
	693	トリメトキシ－［３－（オキシラン－２－イルメトキシ）プロピル］シラン			1-344
	694	ナトリウム＝アルケンスルホナート（アルケンの炭素数が１４から１６までのもの及びその混合物に限る。）及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（アルカンの炭素数が１４から１６までのもの及びその混合物に限る。）並びにこれらの混合物			1-348
	695	ナトリウム＝１－オキソ－１ラムダ（５）－ピリジン－２－チオラート			1-349
	696	ナトリウム＝（ドデカノイルオキシ）ベンゼンスルホナート			1-350
○	697	鉛及びその化合物		鉛に換算	1-353
	698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩			1-356
	699	パラホルムアルデヒド			1-364
	700	ビス（アルキル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が１２、１４、１６、１８又は２０のもの及びその混合物に限る。）			1-365
	701	２，４－ビス（イソプロピルアミノ）－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン	プロメトリン		1-366
	702	ビス（２－エチルヘキシル）＝（Ｚ）－ブタ－２－エンジオアート			1-368
	703	ビス（２－スルフィドピリジン－１－オラト）銅			1-372
	704	（Ｔ－４）－ビス［２－（チオキソ－カッパＳ）－ピリジン－１（２Ｈ）－オラト－カッパＯ］亜鉛（II）			1-373
	705	ビス（２，２，６，６－テトラメチル－４－ピペリジル）＝セバケート			1-374
○	706	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド			1-375
	707	Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）アルカンアミド（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が８、１０、１２、１４、１６又は１８のもの及びその混合物に限る。）、（Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９－エンアミド及び（９Ｚ，１２Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９，１２－ジエンアミド並びにこれらの混合物			1-376
	708	（１－ヒドロキシエタン－１，１－ジイル）ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			1-380
	709	ピペロナール	ヘリオトロピン		1-385
	710	フタル酸ジオクチル			1-394
	711	２－ターシャリ－ブチルアミノ－４－シクロプロピルアミノ－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン			1-398
	712	ターシャリ－ブチル＝２－エチルペルオキシヘキサノアート			1-400
	713	２－ターシャリ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート			1-405
	714	４－ターシャリ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート			1-406
	715	１－（５－ターシャリ－ブチル－１，３，４－チアジアゾール－２－イル）－１，３－ジメチル尿素	テブチウロン		1-408
	716	２－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－シアノ－３－オキソ－３－（２－トリフルオロメチルフェニル）プロパン酸＝２－メトキシエチル	シフルメトフェン		1-409
	717	３－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）プロパナール			1-410
	718	３－（４－ターシャリ－ブチルフェニル）－２－メチルプロパナール			1-411
	719	２－ターシャリ－ブチルフェノール			1-412
	720	２－ターシャリ－ブトキシエタノール			1-416

特定第一種	管理番号	物質名称	別名	元素等に換算する化学物質	政令番号
	721	フルフラール			1-418
	722	４－ブロモ－２－（４－クロロフェニル）－１－エトキシメチル－５－（トリフルオロメチル）ピロール－３－カルボニトリル	クロルフェナピル		1-421
	723	３－ブロモ－Ｎ－［４－クロロ－２－メチル－６－（メチルカルバモイル）フェニル］－１－（３－クロロピリジン－２－イル）－１Ｈ－ピラゾール－５－カルボキサミド	クロラントラニリプロール		1-422
	724	３－（３－ブロモ－６－フルオロ－２－メチルインドール－１－イルスルホニル）－Ｎ，Ｎ－ジメチル－１，２，４－トリアゾール－１－スルホンアミド	アミスルブロム		1-426
	725	ヘキサヒドロ－１，３，５－トリス（２－ヒドロキシエチル）－１，３，５－トリアジン			1-432
	726	４，６，６，７，８，８－ヘキサメチル－１，３，４，６，７，８－ヘキサヒドロシクロペンタ［ｇ］イソクロメン			1-433
	727	ヘキサンジヒドラジド			1-437
	728	ヘキシル＝２－ヒドロキシベンゾアート			1-438
	729	１－ヘキセン			1-439
	730	１，４，５，６，７，８，８－ヘプタクロロ－２，３－エポキシ－２，３，３ａ，４，７，７ａ－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン	ヘプタクロルエポキシド		1-441
	731	ヘプタン			1-442
	732	５－ヘプチルオキソラン－２－オン			1-443
	733	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	ＰＦＯＡ及びその塩		1-446
	734	２－ベンジリデンオクタナール			1-449
	735	３－（１，３－ベンゾジオキソール－５－イル）－２－メチルプロパナール			1-454
	736	無水酢酸			1-466
	737	メチルイソブチルケトン			1-472
	738	メチル＝２－（３－オキソ－２－ベンチルシクロペンチル）アセタート			1-473
	739	２－［メチル－［（Ｚ）－オクタデカ－９－エノイル］アミノ］酢酸	オレオイルザルコシン		1-474
	740	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩		1-480
	741	Ｎ－メチルジデカン－１－イルアミン			1-481
	742	２－メチルチオ－４－エチルアミノ－６－（１，２－ジメチルプロピルアミノ）－ｓ－トリアジン	ジメタメトリン		1-483
	743	メチル＝ドデカノアート			1-484
	744	（Ｅ）－３－メチル－４－（２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－２－エン－１－イル）ブタ－３－エン－２－オン			1-485
	745	（ＲＳ）－１－メチル－２－ニトロ－３－（テトラヒドロ－３－フリルメチル）グアニジン	ジノテフラン		1-487
	746	Ｎ－メチル－２－ピロリドン			1-489
	747	２－メチルプロパン－２－チオール			1-490
	748	３－メチルペンタ－３－エン－２－オンと３－メチリデン－７－メチルオクタ－１，６－ジエンの反応生成物であって、１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，４，５，６，７，８－オクタヒドロ－２－ナフチル）エタノン、１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，４，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－２－ナフチル）エタノン及び１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，５，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－２－ナフチル）エタノンの混合物を８０重量パーセント以上含有するもの			1-492
	749	３－メトキシアニリン			1-499
	750	（Ｅ）－２－メトキシイミノ－Ｎ－メチル－２－（２－フェノキシフェニル）アセトアミド	メトミノストロビン		1-500
	751	２－（２－メトキシエトキシ）エタノール			1-501
	752	１－メトキシ－２－（２－メトキシエトキシ）エタン			1-504
	753	硫化（２，４，４－トリメチルペンテン）			1-506
	754	硫酸ジメチル			1-507

業種コード・届出先一覧

○業種の説明は、経済産業省・環境省のホームページに掲載していますのでご参照ください。
○複数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。
○本表は、事業者の届出の便宜に資するように参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な所管の整理に何ら予断を与えるものでは有りません。

政令名称	業種名	業種コード	届出先
一	金属鉱業	0500	経済産業大臣
二	原油・天然ガス鉱業	0700	経済産業大臣
三	製造業		
	食料品製造業	1200	農林水産大臣
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1300	農林水産大臣
	酒類製造業	1320	財務大臣
	たばこ製造業	1350	財務大臣
	繊維工業	1400	経済産業大臣
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500	経済産業大臣
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	1600	経済産業大臣 農林水産大臣
	家具・装備品製造業	1700	経済産業大臣
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800	経済産業大臣
	出版・印刷・同関連産業	1900	経済産業大臣
	化学工業（以下を除く。）	2000	経済産業大臣
	塩製造業	2025	財務大臣
	医薬品製造業	2060	厚生労働大臣
	農薬製造業	2092	農林水産大臣
	石油製品・石炭製品製造業	2100	経済産業大臣
	プラスチック製品製造業	2200	経済産業大臣
	ゴム製品製造業	2300	経済産業大臣
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400	経済産業大臣
	窯業・土石製品製造業	2500	経済産業大臣
	鉄鋼業	2600	経済産業大臣
	非鉄金属製造業	2700	経済産業大臣
	金属製品製造業	2800	経済産業大臣
	一般機械器具製造業	2900	経済産業大臣
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3000	経済産業大臣
	電子応用装置製造業	3060	経済産業大臣 厚生労働大臣
	電気計測器製造業	3070	経済産業大臣 厚生労働大臣
	輸送用機械器具製造業（以下を除く。）	3100	経済産業大臣
	鉄道車両・同部分品製造業	3120	国土交通大臣
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3140	国土交通大臣
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3200	経済産業大臣
	医療用機械器具・医療用品製造業	3230	経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣
	武器製造業	3300	経済産業大臣
	その他の製造業	3400	経済産業大臣

（注1）自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する届出先を記入してください。

（注2）国の機関又は地方公共団体の公務については、具体的な内容に対応する業種で分類してください。
業種に属する事業を営んでいる場合は、当該対象業種を選択し、業種コードを記載してください。

（注3）国の機関は、その営む事業に関わらず、当該機関を所管する大臣を届出先としてください。
地方公共団体は、その営む事業を所管する大臣を届出先としてください。

政令名称	業種名	業種コード	届出先
四	電気業	3500	経済産業大臣
五	ガス業	3600	経済産業大臣
六	熱供給業	3700	経済産業大臣
七	下水道業	3830	国土交通大臣
八	鉄道業	3900	国土交通大臣
九	倉庫業 （倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	4400	国土交通大臣
十	石油卸売業	5132	経済産業大臣
十一	鉄スクラップ卸売業 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	5142	経済産業大臣
十二	自動車卸売業 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	5220	経済産業大臣
十三	燃料小売業	5930	経済産業大臣
十四	洗濯業	7210	厚生労働大臣
十五	写真業	7430	経済産業大臣
十六	自動車整備業	7700	国土交通大臣
十七	機械修理業	7810	経済産業大臣
十八	商品検査業	8620	経済産業大臣
十九	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8630	経済産業大臣
二十	一般廃棄物処理業 （ごみ処分業に限る。）	8716	環境大臣
二十一	産業廃棄物処分業	8722	環境大臣
	特別管理産業廃棄物処分業	8724	環境大臣
二十二	医療業	8800	厚生労働大臣
二十三	高等教育機関 （付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9140	文部科学大臣
二十四	自然科学研究所	9210	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 （注1）
	国の機関又は地方公共団体の公務	上記のいずれか （注2）	経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 （注3）

※ＰＲＴＲ届出で用いている業種は、この制度が開始された時点の日本標準産業分類（第１０回改定）に基づいていますので、最新の産業分類とは業種コードや内容が違っています。

対象業種の区分

業種区分			業種コード
1 金属鉱業		貴金属鉱業	0500
		非鉄金属鉱業	
		鉄属鉱業	
		その他の金属鉱業	
2 原油・天然ガス鉱業		原油鉱業	0700
		天然ガス鉱業	
3 製造業	a　食料品製造業	畜産食料品製造業	1200
		水産食料品製造業	
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
		調味料製造業	
		糖類製造業	
		精穀・製粉業	
		パン・菓子製造業	
		動植物油脂製造業	
		その他の食料品製造業	
	b　飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料水製造業	1300
		酒類製造業	1320
		茶・コーヒー製造業	1300
		製氷業	
		たばこ製造業	1350
		飼料・有機質肥料製造業	1300
	c　繊維工業	製糸業	1400
		紡績業	
		ねん糸製造業	
		織物業	
		ニット生地製造業	
		染色整理業	
		綱・網製造業	
		レース・繊維雑品製造業	
		その他の繊維工業	
	d　衣服・その他の繊維製品製造業	織物製(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造業(和式を除く。)	1500
		ニット製外衣・シャツ製造業	
		下着類製造業	
		毛皮製衣服・身の回り品製造業	
		和装製品・足袋製造業	
		その他の衣服・繊維身の回り品製造業	
		その他の繊維製品製造業	

業種区分			業種コード
3 製造業（続き）	e　木材・木製品製造業（家具を除く。）	製材業、木製品製造業	1600
		造作材・合板・建築用組立材料製造業	
		木製容器製造業（竹、とうを含む。）	
		その他の木製品製造業（竹、とうを含む。）	
	f　家具・装備品製造業	家具製造業	1700
		宗教用具製造業	
		建具製造業	
		その他の家具・装備品製造業	
	g　パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	1800
		紙製造業	
		加工紙製造業	
		紙製品製造業	
		紙製容器製造業	
		その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	h　出版・印刷・同関連産業	新聞業	1900
		出版業	
		印刷業（謄写印刷業を除く。）	
		製版業	
		製本業、印刷物加工業	
		印刷関連サービス業	
	i　化学工業	化学肥料製造業	2000
		無機化学工業製品製造業	
		塩製造業	2025
		有機化学工業製品製造業	2000
		化学繊維製造業	
		油脂加工製品･石けん･合成洗剤･界面活性剤･塗料製造業	
		医薬品製造業	2060
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2000
		その他の化学工業	
		農薬製造業	2092
	j　石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	2100
		潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの。）	
		コークス製造業	
		練炭・豆炭製造業	
		舗装材料製造業	
		その他の石油製品・石炭製品製造業	

業種区分			業種コード
3 製造業（続き）	k　プラスチック製品製造業（別掲を除く。）	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	2200
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	
		工業用プラスチック製品製造業	
		発泡・強化プラスチック製品製造業	
		プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む。）	
		その他のプラスチック製品製造業	
	l　ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	2300
		ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	
		ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
		その他のゴム製品製造業	
	m　なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業	2400
		工業用革製品製造業（手袋を除く。）	
		革製履物用材料・同付属品製造業	
		革製履物製造業	
		革製手袋製造業	
		かばん製造業	
		袋物製造業	
		毛皮製造業	
		その他のなめし革製品製造業	
	n　窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	2500
		セメント・同製品製造業	
		建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く。）	
		陶磁器・同関連製品製造業	
		耐火物製造業	
		炭素・黒鉛製品製造業	
		研磨剤・同製品製造業	
		骨材・石工品製造業	
		その他の窯業・土石製品製造業	
	o　鉄鋼業	高炉による製鉄業	2600
		高炉によらない製鉄業	
		製鋼・製鋼圧延業	
		製鋼を行わない製材製造業（表面処理鋼材を除く。）	
		表面処理鋼材製造業	
		鉄素形材製造業	
		その他の鉄鋼業	

業種区分			業種コード
3 製造業（続き）	p　非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業	2700
		非鉄金属第2次製錬・精製業	
		非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)	
		電線・ケーブル製造業	
		非鉄金属素形材製造業	
		その他の非鉄金属製造業	
	q　金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2800
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
		暖房装置・配管工事用付属品製造業	
		建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業含む。)	
		金属素形材製品製造業	
		金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)	
		金属線製品製造業(ねじ類を除く。)	
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
		その他の金属製品製造業	
	r　一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業	2900
		農業用機械製造業(農業用器具を除く。)	
		建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む。)	
		金属加工機械製造業	
		繊維機械製造業	
		特殊産業用機械製造業	
		一般産業用機械・装置製造業	
		事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	
		その他の機械・同部分品製造業	
	s　電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	3000
		民生用電気機械器具製造業	
		電球・電気照明器具製造業	
		通信機械器具・同関連機械器具製造業	
		電子計算機・同付属装置製造業	
		電子応用装置製造業	3060
		電気計測器製造業	3070
		電子部品・デバイス製造業	3000
		その他の電気機械器具製造業	

業種区分			業種コード
3 製造業（続き）	t　輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品製造業	3100
		鉄道車両・同部分品製造業	3120
		自転車・同部品製造業	3100
		船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3140
		航空機・同付属品製造業	3100
		その他の輸送用機械器具製造業	
	u　精密機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	3200
		測量機械器具製造業	
		医療用機械器具・医療用品製造業	3230
		理化学機械器具製造業	3200
		光学機械器具・レンズ製造業	
		眼鏡製造業(枠を含む。)	
		時計・同部品製造業	
	v　武器製造業	銃製造業	3300
		砲製造業	
		銃弾製造業	
		砲弾製造業(装てん組立業を除く。)	
		銃砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く。)	
		弾薬装てん組立業(銃弾製造業を除く。)	
		特殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの。)・同部分品製造業	
		その他の武器製造業	
	w　その他の製造業	貴金属製品製造業(宝石加工を含む。)	3400
		楽器製造業	
		がん具・運動用具製造業	
		ペン・鉛筆・絵具用品・その他の事務用品製造業	
		装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く。)	
		漆器製造業	
		畳・傘等生活雑貨製品製造業	
		他に分類されない製造業	
4 電気業			3500
5 ガス業			3600
6 熱供給業			3700
7 下水道業			3830
8 鉄道業			3900
9 倉庫業（倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）			4400
10 石油卸売業			5132

業種区分	業種コード
11 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142
12 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5220
13 燃料小売業	5930
14 洗濯業	7210
15 写真業	7430
16 自動車整備業	7700
17 機械修理業	7810
18 商品検査業	8620
19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630
20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716
21 産業廃棄物処分業	8722
特別管理産業廃棄物処分業	8724
22 医療業	8800
23 高等教育機関(付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140
24 自然科学研究所	9210

対象業種の概要

業種名	概要	備考
1 金属鉱業	金属鉱の掘採を行う事業所及び金属鉱の選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される業種	
2 原油・天然ｶﾞｽ鉱業	原油・天然ｶﾞｽなどの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ｶﾞｽから天然ｶﾞｿﾘﾝ、液化石油ｶﾞｽ(LPG)、圧縮ｶﾞｽを生産する事業所が分類される業種	
3 製造業		
a 食料品製造業	次のいずれかの製造を行う事業所が分類される業種　1:畜産食料品、水産食料品などの製造　2:野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造　3:調味料、糖類、動植物油脂などの製造　4:精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、ｲｰｽﾄ、こうじ、麦芽などの製造　5:ﾊﾟﾝ、菓子、麺類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、惣菜などの製造	販売を主とする事業所が、販売に直接付随する行為として、その取り扱う商品に簡単な処理を施す場合は、卸売・小売業、飲食店に分類される
b 飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料、酒類、茶、ｺｰﾋｰ、氷、たばこ(葉たばこを含む。)、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される業種	食料品を製造する事業所は食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤等を製造する事業所は化学工業に分類される
c 繊維工業	次のいずれかを製造する事業所が分類される業種　1:製糸、紡績糸、ねん糸、綱などの製造　2:織物、ﾆｯﾄ、ﾚｰｽ、組ひも、網などの製造　3:糸、織物、ﾆｯﾄ、繊維雑品、綿状繊維などの精錬、漂白、染色及び整理　4：製綿、ﾌｪﾙﾄなどの製造　5:麻製繊、整毛などの紡織半製品の製造及びその他の繊維処理	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ、ﾛｯｸｳｰﾙ等の紡織を行う事業所は、窯業・土石製品製造業に分類される
d 衣服・その他の繊維製品製造業	購入した織物、ﾆｯﾄ生地、ﾌｪﾙﾄ地、ﾚｰｽ地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及びその他の繊維製品を製造する事業所が分類される業種	個人の注文により衣服あるいは衣装用品を作る洋服店または洋裁店については、材料が店もちの場合は卸売・小売業、飲食店に、個人もちの場合はｻｰﾋﾞｽ業に分類される
e 木材・木製品製造業	製材及び単板(ﾍﾞﾆﾔ板)、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所、並びにこれらの木材又は竹、とう、ｺﾙｸなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される業種	建設工事現場で建設工事の一部として行なう木製品の製造、木材による修繕・改装などを行う事業所は建設業に、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は卸売・小売業、飲食店に分類される
f 家具・装備品製造業	家庭用及び事務用家具(和式、洋式を含む。)、宗教用具、戸、障子、襖、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される業種	家具類の改造・修理等を行う事業所はｻｰﾋﾞｽ業に分類される

業種名	概要	備考
ｇﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・紙加工品製造業	木材、その他の植物原料または古繊維から、主としてﾊﾟﾙﾌﾟ及び紙を製造する事業所、またはこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される業種	抄繊紙織物の製造は繊維工業に、研磨紙の製造は窯業・土石製品製造業に、写真感光紙の製造は化学工業に分類される
ｈ出版・印刷・同関連産業	出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される業種	
ｉ化学工業	化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、または最終処理を行う事業所のうち他に特掲されないものが分類される業種	購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない場合は卸売・小売業、飲食店に分類される
ｊ石油製品・石炭製品製造業	石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、ｸﾞﾘｰｽを製造する事業所、ｺｰｸｽ炉による石炭の乾留を行う事業所が分類される業種	
ｋﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品製造業	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機（成形器）により成形された成形製品を製造する事業所、及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、ﾊﾞﾌ加工などの加工を行う事業所並びにﾌﾟﾗｽﾁｯｸを用いて成形のために配合、混和（短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等）を行う事業所及び再製ﾌﾟﾗｽﾁｯｸを製造する事業所が分類される業種	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製家具の製造は家具･装備品製造業に、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ（ﾕﾘｱ樹脂、ﾒﾗﾐﾝ樹脂等）･合成樹脂系接着剤の製造は化学工業に、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製履物・同附属品の製造はｺﾞﾑ製品製造業に、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製かばん・袋物の製造はなめし革・同製品・毛皮製造業に、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製歯車の製造は一般機械器具製造業に、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製計量器の製造は精密機械器具製造業に､ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製楽器･玩具･人形、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製事務用品・装身具・装飾品･ﾎﾞﾀﾝ､ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製ﾓﾃﾞﾙ･模型･ﾊﾟﾚｯﾄ（運搬用）の製造はその他の製造業にそれぞれ分類される
ｌｺﾞﾑ製品製造業	天然ｺﾞﾑ類、合成ｺﾞﾑなどから作られたｺﾞﾑ製品（ﾀｲﾔ、ﾁｭｰﾌﾞ、ｺﾞﾑ製履物、ｺﾞﾑ引布、ｺﾞﾑﾍﾞﾙﾄ、ｺﾞﾑﾎｰｽ、工業用ｺﾞﾑ製品、更正ﾀｲﾔ、再生ｺﾞﾑ、その他ｺﾞﾑ製品等）を製造する事業所が分類される業種	糸ｺﾞﾑ入りの繊維製品の製造は繊維工業に､他から受け入れたｺﾞﾑ引布からのｺﾞﾑ引布製衣服及び縫製品の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に､合成ｺﾞﾑの製造は化学工業に分類される
ｍなめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所、及びかばん、袋物の製造を行う事業所が分類される業種	なめし革製及び毛皮製衣服の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、運動用具及び玩具の製造はその他の製造業に分類される
ｎ窯業・土石製品製造業	板ｶﾞﾗｽ及びその他のｶﾞﾗｽ製品、ｾﾒﾝﾄ及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、琺瑯鉄器、研磨材料、骨材、石膏製品、石炭及び石綿製品などを製造する事業所が分類される業種	

業種名		概要	備考
	o 鉄鋼業	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される業種	
	p 非鉄金属製造業	鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金属の精錬及び生成を行う事業所、非鉄金属の合金製品、圧延、抽伸、押出しを行う事業所、及び非鉄金属の鋳造、その他の基礎製品を製造する事業所(電線、ｹｰﾌﾞﾙ等製造及び核燃料製造を含む。)が分類される業種	
	q 金属製品製造業	ﾌﾞﾘｷ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種金属製品を製造する事業所が分類される業種	金属製家具の製造は家具・装身具製造業に、宝石加工及び貴金属製品の製造はその他の製造業に分類される
	r 一般機械器具製造業	電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される業種	
	s 電気機械器具製造業	電気ｴﾈﾙｷﾞｰの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所(民生用電気機械器具を含む。)が分類される業種	絶縁電線及びｹｰﾌﾞﾙの製造は非鉄金属製造業に、ﾓｰﾀ直結又は取付式機械の製造は一般機械器具製造業に分類される
	t 輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具を製造する事業所(自動車、船舶、航空機、鉄道車輌及びその他の輸送機械器具等)が分類される業種	
	u 精密機械器具製造業	計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びﾚﾝｽﾞ、眼鏡、時計等を製造する事業所が分類される業種	電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業に、理化学用のｶﾞﾗｽ器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される
	v 武器製造業	銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車輌等を製造する事業所が分類される業種	
	w その他の製造業	aからvのいずれにも分類されない製品を製造する事業所(貴金属、楽器、玩具、運動用具、ﾍﾟﾝ、鉛筆、絵画用品、ﾎﾞﾀﾝ、漆器等)が分類される業種	電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業、理化学用のｶﾞﾗｽ器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される
4 電気業		一般の需要に応じ電気を供給する事業所またはこれに電気を供給する事業所が分類される業種	
5 ｶﾞｽ業		一般の需要に応じ製造ｶﾞｽ、天然ｶﾞｽまたはこれらの混合ｶﾞｽを導管により供給する事業所が分類される業種	天然ｶﾞｽの採掘を行う事業所は鉱業に分類される

業種名	概要	備考
6 熱供給業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱ｴﾈﾙｷﾞｰまたは蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される業種	
7 下水道業	公共下水道、流域下水道または都市下水路により汚水・雨水の排除または処理を行う事業所が分類される業種	じんかい・汚物等の処理、産業用下水道の洗浄はｻｰﾋﾞｽ業に分類される
8 鉄道業	鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される業種	鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所は、その行う事業によりそれぞれの産業に分類される
9 倉庫業（倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	普通倉庫業、冷蔵倉庫業（及び水面木材倉庫業）を営む事業者が分類される業種（例：寄託を受けた物品を倉庫に保管する営業行為）	自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。また、物品の一時預所、保護預りのための施設、及び運送、運送取扱い又は運送代弁の為の施設として使用するものは、倉庫業には含まれない 法においては、農作物の保管又は貯蔵ﾀﾝｸにより気体又は液体の貯蔵を行う事業所のみが対象となる
10 石油卸売業	石油類を卸売する事業所が分類される業種	ｶﾞｿﾘﾝ・LPGｽﾀﾝﾄﾞ、給油所は燃料小売業に分類される
11 鉄ｽｸﾗｯﾌﾟ卸売業（自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰを取り外すものに限る。）	鉄ｽｸﾗｯﾌﾟを集荷、選別して卸売する事業所が分類される業種	法においては、自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰを取り外す事業所のみが対象となる
12 自動車卸売業（自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物質を回収するものに限る。）	自動車及び自動車の部品、及び付属品を卸売する事業所（二輪自動車を含む。）が分類される業種	法においては、自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物質を回収する事業所のみが対象となる
13 燃料小売業	計量器付の給油ﾎﾟﾝﾌﾟを備え、主として自動車その他の燃料用ｶﾞｿﾘﾝ、軽油及びLPGを小売する事業所ならびに灯油、ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ、石炭、薪などの燃料を小売する事業所が分類される業種	

業種名	概要	備考
14 洗濯業	以下の事業所が該当する　1:衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所　2:洗濯物の受取及び引渡を行う事業所　3:繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所が分類される業種	
15 写真業	肖像撮影、ﾌｨﾙﾑ現像、焼付、引伸及びﾌｨﾙﾑ複写を行う事業所並びにこれらを広告、出版及びその他の業務的使用者のために行う事業所が分類される業種	
16 自動車整備業	自動車の整備修理を行う事業所が分類される業種	
17 機械修理業	一般機械、電気機械器具、建設機械及び鉱山機械の整備、修理を行う事業所が分類される業種	修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所は、製造業又は卸売・小売業、飲食店に分類される
18 商品検査業	各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所（非破壊検査法によるものは含まれない。）が分類される業種	
19 計量証明業（一般計量証明業を除く。）	以下の事業所が分類される業種　1:主として委託を受け、貨物の積み下ろしまたは入出庫に際して長さ、質量、面積、体積、熱量等を計量し、その結果の証明を行う事業所　2:主として委託を受け、環境の状態に関し濃度、騒音ﾚﾍﾞﾙ、振動ﾚﾍﾞﾙ、放射能等を計量し、その結果の証明を行う事業所　3:主として委託を受け、1、2以外の物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明を行う事業所	法においては、一般計量証明業を除くものが対象となる

業種名	概要	備考
20一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	主として収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物（し尿を除く。）を処分する事業所が分類される業種	以下の廃棄物を処分する事業所が含まれるが、当該産業から生じた以下の廃棄物を処分する事業所は「21 産業廃棄物処分業」に含まれる　1:畜産農家以外から生じた動物の糞尿及び死体　2:ﾊﾟﾙﾌﾟ・紙・紙加工品製造業、新聞紙巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業の各産業以外から生じた紙くず　3:建設業（工作物の除去に伴い木屑を生じさせるものに限る。）、木材・木製品製造業（家具製造業含）、ﾊﾟﾙﾌﾟ製造業、輸入木材卸売業の各産業以外から生じた木屑　4:繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）以外から生じた繊維くず　5:食料品・医薬品・香料製造業以外から生じた動植物性残渣 また、法においては、一般廃棄物処理業のうち、以下の業種は含まれない 1:し尿収集運搬業　2:し尿処分業　3:浄化槽清掃業　4:浄化槽保守点検業　5:ごみ収集運搬業　6:清掃事務所
21 産業廃棄物処分業	主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物（専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの）を除く）を処分する事業所が分類される業種	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「20 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）」の備考に示した廃棄物を処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業以外から生じたこれらの廃棄物を処分する事業所は、「一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）」に含まれる また、法においては、以下の産業廃棄物業は含まれない 1:　産業廃棄物収集運搬業　2:特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業	主として特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの（廃油、強廃酸、強廃ｱﾙｶﾘ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等））を処分する事業所が分類される業種	放射性廃棄物処理業は除く
22 医療業	医師又は歯科医師等が患者に対して医業または医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するｻｰﾋﾞｽを提供する事業所が分類される業種	滅菌代行業も含まれる

業種名	概要	備考
23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係わるものを除く。)	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする学校、並びに職業または実際生活に必要な能力を育成することを目的とする学校(大学、短期大学、高等専門学校等)が分類される業種	専門学校、専修学校を除く 法においては、付属施設を含むものとし、人文科学のみに係わるものは除く
24 自然科学研究所	地震研究、ふく射線研究、有機合成化学研究等を行う理学研究所、工業技術試験所、機械技術研究所、工業研究所等の工学研究所、農業、林業、漁業に関する研究所、試験場が分類される業種	診断・治療上の必要からあるいは食品衛生・予防衛生・栄養生理・医薬品等に関し、依頼に応じて試験・検査・検定等を行うことを業務の一環としている施設も含まれる

廃棄物の処理方法の分類

分類	内容
脱水・乾燥	脱水：一般に濃縮汚泥から水分を除去する操作 乾燥：水分の多い廃棄物すなわち汚泥等から水分を気化蒸発させること
焼却・溶融	焼却：有機性廃棄物を燃焼分解し廃棄物の安定化、減容化を行うこと 溶融：物質を溶融流動する温度以上に加熱することによって、有機物を熱分解・燃焼させ、無機物を溶融スラグ化、被溶融物に含まれる有害物を溶融スラグあるいは溶融金属中に固溶化させること
油水分離	含油廃水の処理として、廃水中の油の大部分を除去すること
中和	酸やアルカリを中性近くまで pH 調節すること
破砕・圧縮	廃棄物の処理・処分を容易にするために寸法、容積を減少させることであり、圧縮力、衝撃力、せん断力、あるいはこれらを複合して利用すること
最終処分	廃棄物を最終的に自然環境に還元すること。埋立処分及び海洋投入処分がある。 埋立処分：廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化、無害化すること。埋立処分場の種類としては、安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場がある。 海洋投入処分：廃棄物を処分する目的で海洋に投棄すること
その他	選別、固型化、ばい焼、分解、洗浄、滅菌、消毒、煮沸、その他中間処理

廃棄物の種類の分類

分類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	1. 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥(し尿の混入しているものを除く。)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす 2. 無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る。)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)、動植物油系廃油(魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃溶剤類(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等)、廃可塑剤類(脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄廃水、タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ(廃油と廃酸の混合物)、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)等

分類	内容	具体例
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	無機廃酸（硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等）、有機廃酸（ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等）、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液（漂泊浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず	事業活動に伴って生ずる紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず	事業活動に伴って生ずる木くず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、木製パレット等

分類	内容	具体例
繊維くず	天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	(1) 動物性残さ:魚・獣の骨、皮、内蔵等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 (2) 植物性残さ:ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
動物系固形不要物	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類)
金属くず	事業活動に伴って生じた鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず等	鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず・陶磁器くず	事業活動に伴って生じたガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等	(1) ガラスくず:廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 (2) コンクリートくず:製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず (3) 陶磁器くず:土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等 (4) せっこうボード
鉱さい	事業活動に伴って生じた高炉、平炉、転炉等の残さい等	高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)、キューポラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く。)

分類	内容	具体例
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。）	コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等
ばいじん	ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、もしくは金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
その他	動物ふん尿、動物の死体、廃棄物処理法施行令第 2 条第 13 項に規定する産業廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の産業廃棄物に該当しないもの）	(1) 動物ふん尿：牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等 (2) 動物の死体：同上の家畜の死体 (3) 廃棄物処理法施行令第 2 条第 13 項に規定する産業廃棄物：有害汚泥のコンクリート固型物、焼却灰の溶融固化物等

秘密情報の請求先

化学物質排出把握管理促進法第６条第１項（※）に基づく秘密情報の請求先（請求書及び関連資料提出先）は、事業者が主として営む事業を所管する省庁となります。請求の際は必ず事前に以下の事業所管省庁のＰＲＴＲ担当部局に直接お問い合わせください。

また、請求先の省庁が不明の場合は、経済産業省又は環境省にお問い合わせください。

事業所管大臣	担当部署	電話番号
経済産業省	産業保安・安全グループ化学物質管理課	０３－３５０１－００８０（直通）
環境省	大臣官房環境保健部化学物質安全課	０３－３５８１－３３５１（代表）
財務省	理財局たばこ塩事業室	０３－３５８１－４１１１（代表）
国税庁	酒税課	０３－３５８１－４１６１（代表）
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	０３－５２５３－４１１１（代表）
厚生労働省	医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室	０３－５２５３－１１１１（代表）
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	０３－３５０２－８１１１（代表）
国土交通省	総合政策局環境政策課	０３－５２５３－８１１１（代表）
防衛省	地方協力局環境政策課	０３－３２６８－３１１１（代表）

（2025 年 3 月現在）

なお、請求後は当該請求に対して審査基準に基づき審査され、承認の認否が決定されることとなっています。

（※）化学物質排出把握管理促進法第６条第１項

第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称（以下「対応化学物質分類名」という。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。